

明日香村空き家等活用バンク利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明日香村への定住等を促進するため、「明日香村空き家等活用バンク制度要綱（平成21年4月制定）」（以下「バンク制度要綱」という）第5条に規定する空き家等登録者（以下「空き家等登録者」という。）またはバンク制度要綱第9条に規定する利用登録者のうち売買または貸借の契約を行った者（以下「利用者」という。）が、金融機関等から融資を受けて空き家の改修工事を行う際に、予算の範囲内において当該融資に係る全部または一部の利子補給を行うにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、バンク制度要綱第2条第1号に規定する空き家のうち、同条第5号に規定する空き家バンクに登録された物件をいう。
- (2) 改修工事 主要構造部（建築基準法第2条第1項第5号に定めるものをいう）、内装、電気設備及び給排水衛生設備の改修で建築基準法等の関係法令に適合しているものをいう。
- (3) 金融機関等 銀行、信用金庫及びこれらに類する金融機関並びに住宅金融支援機構等の公的機関で村長が認めたものをいう。

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家等登録者または利用者で、住居として空き家を利用する者であること。
- (2) 金融機関等から融資を受けて空き家の改修工事を行う者であること。
- (3) 村税のほか、国民健康保険料、介護保険料、水道料金及び下水道使用料などの公共料金等を滞納していない者であること。

(利子補給の条件)

第4条 利子補給の算出において、その対象とする額は、空き家の改修工事を行うために、金融機関等と金銭消費貸借契約を締結した融資契約額のうち1,000万円以内とする。

2 利子補給率は、2%以内とする。

3 利子補給期間は、5年以内とする。

(利子補給額)

第5条 利子補給は、前条第1項の利子補給対象額を元利均等償還で返済するものとして、前条第2項の利子補給率及び実際の償還期間により本村が算出した額（百円未満は切捨てとする。以下「利子補給金」という。）とする。ただし、金融機関等からの借入利率が、前条第3項に定める利子補給率を下回るときは、金融機関等からの借入利率により算出するものとし、実際の利子支払額を上回らないものとする。

2 利子補給金額は、各年度において20万円を限度とする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 空き家の改修工事が完了したときは、速やかに明日香村空き家等活用バンク利子補給金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の改修工事に係る領収書及び内訳書の写し

- (2) 空き家の改修工事後の写真
- (2) 金銭消費貸借契約書の写し
- (3) 償還予定表の写し

2 村長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し利子補給することが適正と認めたときは、申請者（以下「交付対象者」という。）に対して明日香村空き家等活用バンク利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

（利子補給金の交付請求等）

第7条 前条第2項による通知を受けた交付対象者は、明日香村空き家等活用バンク利子補給金請求書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関等の発行する融資残高証明書
- (2) 支払利息証明書
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 前項に定める提出書類については、交付対象者は第4条第3項に定める利子補給期間内の毎年度末に当該年度分を提出するものとし、当該融資金の第1回償還日の属する月から起算して最初の3月31日までの期間、または毎年4月1日から翌3月31日迄の12か月を経過する毎に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。この場合、毎年3月31日現在の融資残高証明書または毎年度12ヶ月分の支払利息証明書でなければならない。

3 交付対象者は、利子補給期間が年度途中で完了したときも同様に、当該利子補給期間完了日の属する月の末日における前項の書類を村長に提出しなければならない。

（利子補給金の確定及び支払い等）

第8条 村長は、前条に規定する請求があったときは、その内容について適正であると認めた場合には、速やかに当該交付対象者が指定する口座に利子補給金を振り込むものとする。

（繰上償還等の報告）

第9条 交付対象者は、償還期間の途中において借入利率又は償還期間に変更があったときまたは金融機関等からの借入金の一部又は全部を繰上償還等したときは、前条の規定による交付請求に先立ち、速やかにその旨を村長に報告しなければならない。

2 村長は、前項の規定に基づく繰上償還等の報告を受けた場合には、その報告内容をもとに第7条に基づき交付決定した金額を精査し変更することができる。

（利子補給金交付決定取消し及び返還命令）

第10条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により、利子補給金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付対象者の責に帰する事由により、金銭消費貸借契約を解除されたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他村長が不相当と認めるとき。

2 村長は、前項の規定に基づき利子補給金の交付決定を取消したときは、交付対象者に対して、明日香村空き家等活用バンク利子補給金返還命令書（様式第4号）により、利子補給金の返還を命じることができる。

3 交付対象者は、前項の規定により返還を命じられたときは、直ちに当該利子補給金を返還しなければならない。

（報告及び調査）

第 1 1 条 村長は、利子補給金の交付に関し必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告を求め又は調査することができる。

(委任)

第 1 2 条 この要綱の施行について必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。